

群馬県社会福祉法人経営者協議会
群馬県社会福祉法人経営青年会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 この会は、群馬県社会福祉法人経営者協議会（以下、「県経営協」という。）の会則第5章第14条の規定に基づいて設置される。

(名称)

第2条 この会は、群馬県社会福祉法人経営青年会（以下、「本会」という。）と称し、県経営協の指導下で活動する。

(性格)

第3条 この会則は、本会の運営に関して基本的な事項を定める。

(目的)

第4条 本会は、群馬県下の社会福祉施設を運営する社会福祉法人に所属する青年経営者(役職員)の資質向上のため、社会福祉事業の経営に関する調査、研究、及び研修等を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための研修
- (2) 社会福祉法人・施設等の経営・財務・労務等諸問題に関する研究
- (3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- (4) 全国青年経営者会への協力
- (5) 県経営協の行う事業への協力
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(事務局)

第6条 本会事務局は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会内の県経営協事務局とする。

第2章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、群馬県内に法人本部をおく社会福祉法人に所属し、社会福祉事業に携わる満51歳以下の役職員とする。

- 2 会員は、満51歳に達した年度末をもってその資格を失うものとする。

(入会)

第8条 本会への入会は、入会申込書(様式1)の提出のあった者について、本会役員会が承認した者とする。

(退 会)

- 第9条 会員が本会を退会しようとする時は、本会会長に退会届(様式2)を提出しなければならない。
- 2 会員が退職した場合、または会員より退会の申し出があった場合は、本会会員の資格を失うものとする。

(除 名)

- 第10条 会員が、著しく本会の名誉を毀損した時は、役員会の議決を経て除名することができる。

第3章 総 会

(総 会)

- 第11条 総会は次の事項を議決する。
- (1) 役員を選任及び解任。
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算に関する事項
 - (4) 本会則ならびに本会の運営に必要な規定等の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他会長が附議した事項
- 2 総会は、年1回以上開催し、会長がこれを招集する。
 - 3 総会は、会員の過半数の出席もしくは委任状の提出がなければ、その議事を行い議決をすることができない。
 - 4 総会の議事は、特段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 5 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について代理者にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
 - 6 総会の議長は、その都度出席会員の互選により選出する。

第4章 役 員

(役 員)

- 第12条 本会には次の役員をおく。役員は総会において選出する。
- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 監事2名
 - (4) 幹事若干名
- 2 会長は、会務全般を統括し、本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。
 - 4 監事は、本会業務並びに会計を監査し、総会に報告する。
 - 5 幹事は、会務を執行する。
 - 6 役員は役員会を構成し、本会事業の企画・立案・運営等にあたる。また、本会則に定めのない事柄について、会長が役員会に図って決定する。

(任期)

- 第13条 役員の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任することができる。
 - 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(顧問)

- 第14条 本会には、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、会長経験者とする。
 - 3 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 4 顧問は、本会の活動について、会長の諮問に応え又は意見を具申することができる。
 - 5 任期については、役員の任期に準ずる。

(相談役)

- 第15条 本会に相談役をおく。
- 2 相談役は、県経営協会会長及び県経営協会会長が推薦する者の2名とする。
 - 3 相談役は、本会の活動について、会長の諮問に応え、または助言し、問題の調停を図ることができる。

第5章 会計

(経費)

- 第16条 本会の経費は、会費のほか助成金及び寄附金等をもってあてる。
- 2 会費は、会員一人当たり年額5,000円とする。但し、10月以降の入会については半額とする。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

- 第18条 この会則に定めのないことについては、会長が役員会に図って決定する。

(附則)

1. この会則は、平成22年6月22日から施行する。
2. 設立当初の役員任期は、第13条1項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成23年3月31日までとする。
3. 平成24年7月20日一部改正
4. 平成25年5月15日一部改正(幹事については平成25年4月1日より、名称変更については平成25年7月1日よりそれぞれ施行する。)